

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(由布市版)

令和2年9月16日改訂版

1. 予防

①児童生徒の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、必要なルールを設定する。
- 自分自身の心身の健康状況把握に努める。
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努める。

「衛生面」

- 石鹸を使って丁寧に手を洗い、手洗い後は清潔なハンカチまたはタオルでふき取る。
- 3つの咳エチケットを守る。
(身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用すべき)
- マスクの着脱及び廃棄についても、衛生に気を付ける。
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合(暑さ指数WBGTが高い日)は、マスクを外すなどの対応を行う。なお、その際は次の対応を行う。
 - ・できるだけ身体的距離を保つ
 - ・近距離での会話を控える
 - ・熱中症への対応を優先させる。
- 水筒を持参し、細やかな水分補給に努める。
- 水筒をはじめ、持ち物の共有をできるだけ避ける。
- 給食前に手洗い、うがいを徹底し、食事中は対面を避け、できる限り会話をしない。
- 給食当番は必ずマスクを着用し、健康状態がよくない時は他の児童生徒と交代する。
- 休み時間は体を接触するような遊びを避ける等、過ごし方について考える。
- 清掃時、換気を行った上でマスクを付ける。清掃後は石鹸を使用して手洗いをする。

「行動面」

- 今後感染経路不明な感染者数が増加した場合を想定し、以下の行動について細心の注意をする。
 - ・休日における不要不急の外出。
 - ・仲の良い友人同士の家間での行き来。
 - ・家族ぐるみの交流による接触。
- 万が一の状況に備えて、過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておく。

②保護者の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、子どもと一緒に必要なルールを設定する。
- 子どもの心身の健康状態を常に把握する。
- 児童生徒の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けさせる。
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除等、人権的配慮に努める。

「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

- 毎朝の体温、風邪症状の有無について、チェックシートに記入し学校へ提出する。
- 平熱と比べて発熱がある場合や風邪症状（咳、体のだるさ、頭痛）等がある場合は、登校させないようにする。また、かかりつけ医または発熱外来へすぐに受診する。
- 保護者は、「感染しない」「感染させない」ために生活環境を整えるよう心掛ける。

「感染拡大防止の取組」

- 学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように、細心の注意をする。
- 万が一の状況に備えて、児童及び家族の過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておく。

③学校の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に考慮、児童生徒と一緒に必要なルールを設定する。
- 学級担任や養護教諭を中心に、児童生徒の心身の健康状況把握に努める。
- 感染者、濃厚接触者に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努める。

「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

- 登校前に検温ができなかった児童生徒に、保健室等で確認を行う。
- 登校後発熱や風邪症状が見られる児童生徒については、速やかに保護者に連絡をし、下校させる。下校後の状況について、保護者に確認する。
- 体調の悪い児童生徒が保護者の来校まで学校に留まることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

「環境および衛生の保持」

- 感染症対策と熱中症対策の兼ね合いについては、児童生徒本人が、自分の判断で適切に対応できるように指導する。
- 一時的な消毒の効果を期待するよりも、児童生徒、教職員による清掃により、清潔な空間を保つことに努める。
- 多くの児童生徒が触る箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ）については、1日1回の消毒を行う。
- 器具・用具など共有する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。
- 基本的にドアや窓は開けた状態にしておく。難しい場所や状況の場合は、休み時間ごとに換気を行う。
- エアコンを使用する際は、休み時間ごとに窓を全開にし、換気を行う。授業中もできる限り向き合った2か所の窓を開け、密閉となることを避ける。
- 十分な感染防止策を行ったうえで、1mを目安に、学級内で最大の間隔を取らせる。

「行事および教育活動」

- 屋内外問わず1000人以上の集会はできるだけ避ける。（目安は収容人数の50%）
- 限られた人数の発話にする。飲食を伴う集会も避ける。
- ペア活動・グループ活動時には、十分な感染防止を行った上で、回数や時間等に配慮しながら行う。
- 体育の授業は可能な限り屋外で実施する。体育館等で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。体育の授業でのマスクの着用は必要ないが、児童生徒の間隔を十分にとる等の感染防止策を講じる。

○理科「実験や観察」、音楽「合唱及びリコーダーや管楽器演奏」、図画工作・美術「共同制作の表現や鑑賞の活動」、技術・家庭「調理実習」等の活動については、可能な限りの感染症対策を行った上で実施する。

「欠席や出席停止の扱い」

○海外から帰国した児童生徒については、2週間の自宅待機を要請する。

○発熱や風邪症状で欠席をする場合は出席停止の扱いとする。また、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合も、校長の判断で出席停止の扱いとする。

「その他の対応」

○外部団体への学校施設の貸し出しについては、使用規定を別途定め、使用者へ徹底を図る。

○市全体に関わる行事については、代表者が集まり検討する。

○修学旅行等における感染症対策については、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」参照

○校内行事については、感染の予防、未指導の教育課程の補充時間確保等の観点をふまえて検討する。

○万が一の状況に備えて、児童生徒の過去2週間の全体的な行動について答えられるように、できる限りの記録をしておく。(学校の範囲で)

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

○「由布市コロナウイルス感染症発生時対応マニュアル」参照